

# みやざき救急ステーション



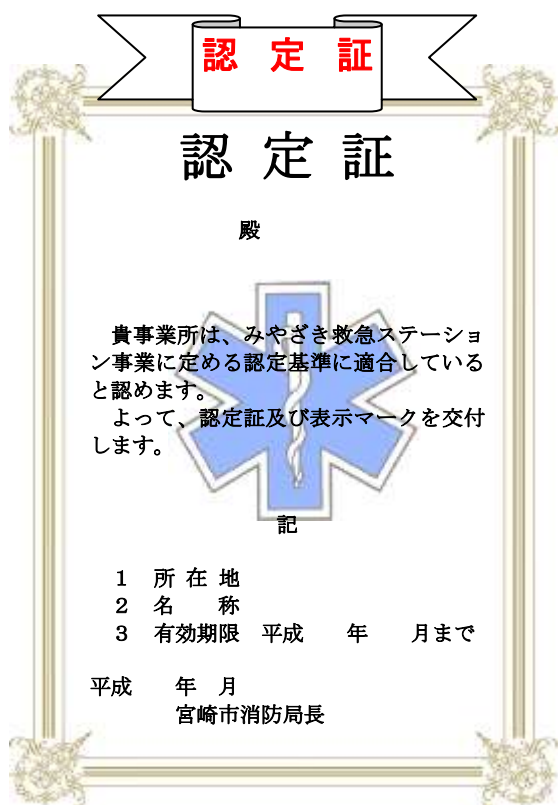
## 「みやざき救急ステーション」とは

平成23年度から観光客や住民の方々が利用される、旅館、ホテル、温泉やスポーツ施設等で急病人などが発生した場合に、従業員の方がいち早く的確に応急手当を行うことができる施設を「みやざき救急ステーション」として認定しています。

これによって施設を利用される皆様に安心と安全のサービスを提供していただけるものと期待しています。

## ※ 認定要件

- 1 施設従業員の概ね3割の方が、普通救命講習等を修了していること。
- 2 営業時間内に、普通救命講習 I 以上の修了者が2名以上勤務するよう努めること。
- 3 応急手当資器材を常備すること。
- 4 年1回以上、救急訓練を行うこと。



# みやざき救急ステーション認定事業のしくみ

## 消防局から案内文の送付

参加する

参加しない

### ● 認定基準の確認 ●

1. 普通救命講習 I 以上の修了者が全従業員の 30%以上
2. 営業時間中に上記資格者が 2 名以上勤務している
3. 応急手当資器材を備える
4. 事業所内で年 1 回以上救急訓練を実施する

※ 基準を満たしていない場合

※ 基準を満たしていれば申請へ

1. 普通救命講習の受講
2. 資格者が2名以上勤務するよう調整
3. 応急手当資器材の準備
4. 事業所内で救急訓練の実施

※ 基準を満たすようになった場合

救急ステーション認定申請書を提出

消防局が認定確認

認定書・表示マークの交付

- ・表示マークの掲示
- ・年1回救急訓練の実施
- ・認定台帳への継続記録
- ・定期的な再講習の受講